

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則
○船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

平成16年6月14日
規則第81号

(廃棄物処理票の作成を要する事業者)

第2条 産業廃棄物を排出する事業者(市外の事業場において産業廃棄物を排出する事業者を含むものとする。)が、当該事業者の事業活動を行う事業場以外の市内の場所(産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所を含むものとする。)に当該産業廃棄物を自ら搬入する場合にあっては、条例第8条の規定により廃棄物処理票を作成しなければならない。

(廃棄物処理票の作成)

第3条 条例第8条の規定による廃棄物処理票の作成は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該産業廃棄物の種類ごとに作成すること。
- (2) 当該産業廃棄物の運搬先が2以上である場合にあっては、運搬先ごとに作成すること。
- (3) 当該産業廃棄物の運搬の用に供する車両が2以上である場合にあっては、車両ごとに作成すること。

(廃棄物処理票の記載事項)

第4条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 廃棄物処理票に係る産業廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。)の氏名又は名称及び住所
- (2) 排出事業者が中間処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第12条第5項の中間処理業者のうち、法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者及び法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者をいう。)である場合にあっては、廃棄物処理票に係る産業廃棄物を排出する事業場(以下「排出事業場」という。)に係る許可をした行政庁の名称及び許可番号
- (3) 排出事業者が建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営む者をいう。第14条第4項第2号において同じ。)である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- (4) 排出事業者が解体工事業業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第21条第1項の規定による登録を受けて解体工事業を営む者をいう。第14条第4項第3号において同じ。)である場合にあっては、排出事業場に係る登録をした行政庁の名称及び登録番号
- (5) 排出事業場が建設工事現場(建設業法第2条第1項の建設工事が行われている場所をいう。)である場合にあっては、当該建設工事現場に係る建設工事の発注者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- (6) 排出事業場が建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出が必要な事業場である場合にあっては、当該届出をした行政庁の名称
- (7) 産業廃棄物の荷姿
- (8) 産業廃棄物の運搬の用に供する車両の登録番号
- (9) 産業廃棄物の運搬の業務に従事する者の氏名
- (10) 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合における当該積替え又は保管を行う場所が条例第12条第1項第3号の規定による許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る許可番号
- (11) 産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う場所に法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設又は条例第12条第1項第1号若しくは第2号の規定による許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設がある場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設に係る許可番号

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

2 廃棄物処理票の様式は、第1号様式によるものとする。

(平23規則28・一部改正)

(排出事業場の管理者の記載事項)

第5条 条例第9条第1項の規則で定める事項は、条例第8条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 排出事業場の管理者の氏名（当該管理者の自署に限る。）
- (2) 廃棄物処理票に係る産業廃棄物の次の処理過程への運搬の業務に従事する者に交付した年月日及び時刻

(運搬の業務に従事する者の廃棄物処理票による処理)

第6条 条例第9条第3項の規定により廃棄物処理票に係る産業廃棄物の運搬の業務に従事する者が当該産業廃棄物の運搬を終了した場合において当該廃棄物処理票に係る産業廃棄物の次の処理過程に係る処分を業者に委託するときにあつては、当該廃棄物処理票に次条に規定する事項を記載して、運搬を終了した日から10日以内に当該廃棄物処理票に係る排出事業場の管理者に回付しなければならない。当該廃棄物処理票に係る産業廃棄物の次の処理過程への運搬先が市外であつて、当該運搬先に運搬するときも、同様とする。

2 前項の規定により廃棄物処理票の回付を受けた排出事業場の管理者は、回付を受けた日から3年間、これを当該排出事業場（当該排出事業場において保存することが困難である場合にあつては、当該排出事業者の最寄りの事務所）に保存しなければならない。

(運搬の業務に従事した者の記載事項)

第7条 条例第9条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 運搬の業務に従事した者の氏名（当該運搬の業務に従事した者の自署に限る。）
- (2) 運搬を終了した年月日及び時刻

(積替え又は保管の業務に従事する者の廃棄物処理票による処理)

第8条 条例第9条第4項の規定により廃棄物処理票に係る産業廃棄物の積替え又は保管の業務に従事する者が当該産業廃棄物の積替え又は保管を終了した場合において当該廃棄物処理票に係るすべての産業廃棄物の次の処理過程に係る運搬を業者に委託するときにあつては、当該産業廃棄物の積替え又は保管の業務に従事する者は、当該廃棄物処理票に次条に規定する事項を記載して、積替え又は保管を終了した日から10日以内に当該廃棄物処理票に係る排出事業場の管理者に回付しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定により廃棄物処理票の回付を受けた排出事業場の管理者について準用する。

(積替え又は保管の業務に従事した者の記載事項)

第9条 条例第9条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 積替え又は保管の業務に従事した者の氏名（当該積替え又は保管の業務に従事した者の自署に限る。）
- (2) 積替え又は保管を終了した年月日及び時刻
- (3) 積替え又は保管を行う場所において産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の収集を行った場合にあつては、収集量
- (4) 廃棄物処理票に係る産業廃棄物の積替え又は保管後の次の処理過程に係る運搬を業者に委託する場合にあつては、当該委託した産業廃棄物の量
- (5) 積替え又は保管後の産業廃棄物の荷姿
- (6) 積替え又は保管後の産業廃棄物の運搬の用に供する車両の登録番号

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

(7) 積替え又は保管後の産業廃棄物の運搬の業務に従事する者の氏名

(産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う施設の管理者の記載事項)

第10条 条例第9条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う施設の管理者の氏名（当該管理者の自署に限る。）
- (2) 産業廃棄物の中間処理又は最終処分を終了した年月日及び時刻